

高浜発電所1, 2号炉 審査会合における指摘事項の回答 (運転期間延長認可申請関係)

平成27年9月2日
関西電力株式会社

1. 劣化状況評価書の品質確保に向けた取り組み(1/3)

ご指摘1の内容

申請案件が輻輳する中で、リソースを考慮してどのように品質を確保した申請対応を行うのかを説明すること。

1. 基本的な考え方

今後、輻輳する補正申請に対する品質確保については、調達先での品質管理活動の確認とともに、当初の運転期間延長認可申請と同様の実施手順(体制)に従って、発電所による評価内容の確認、評価書案の妥当性確認、品質管理のための業務のプロセス確認を経ることにより、申請書内容の品質確保を図ることとしている。

また、限られたリソース(要員体制・時間等)を有効活用し、手戻りすることなく、品質を維持しながら申請対応を行うため、以下のとおり同時作業による輻輳や錯誤を回避しながら計画的かつ効率的に進めていく。

1. 新規制基準適合に係る工事計画を踏まえた追加評価については、直近に先行して実施している高浜3, 4号炉の高経年化技術評価の確定内容を反映することにより、确实かつ効率的に実施する。
2. 上記高浜3, 4号炉の評価を参考としつつ、高浜1, 2号炉固有の工事計画認可申請内容(耐震評価を含む)を踏まえた追加評価を実施する。

なお、運転期間延長認可申請に係る社内の人的なリソースについては、劣化状況評価の主体実施箇所の高経年対策グループは新規制基準適合に係る許認可申請・審査の対応を行うグループと独立しており、業務遂行の専門的なスキルを有する人員は確保されている。

新規制基準適合に係る許認可申請の審査が並行しているが、適合性審査の状況は社内で情報共有されており、タイムリーに劣化状況評価への反映検討が行われるようにしている。

2. 取り組み内容の具体例

(1) 『**妥当性確認チェックシート**』の改訂

高経年化対策実施手順書の様式として規定する「妥当性確認チェックシート」について、補正箇所の反映等が漏れなく実施されていることに重点を置いた補正時のチェックシートを、本年6月の手順書改訂により運用を開始した。

初回申請時のチェック項目	補正申請時のチェック項目
<ul style="list-style-type: none"> ○評価書は、「高経年化対策実施手順書」の18章に基づく構成となっているか。 ○健全性評価、総合評価等において、論理的矛盾はないか。 ○先行プラントとの比較において、相違点を明確に説明できるか。(機器の違い、最新知見の反映他) ○健全性評価等に最新知見が反映されているか。 ○誤字、脱字、落丁等がないか。 ○長期保守管理方針の記載(機器、部位名称)に間違いはないか。 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>審査時のコメント等は適切に反映されているか。</u> ○補正評価書は、「高経年化対策実施手順書」の18章に基づく構成となっているか。 ○健全性評価、総合評価等において、論理的矛盾はないか。 ○<u>健全性評価等に最新知見が反映されているか。</u> <u>(申請時の調査対象期間以降において特に重要な最新知見が有った場合に限る。)</u> ○誤字、脱字、落丁等がないか。 ○長期保守管理方針の記載(機器、部位名称)に間違いはないか。 ○その他

2. 取り組み内容の具体例

(2) 『補正箇所管理表』等の運用

高浜3,4号炉の初回申請、及び高浜1,2号炉の初回・補正(第1回)申請後、① 審査(ヒアリングでのQA回答、現地調査等)における気付事項、② 工事計画認可申請を踏まえた追加設備、SA追加評価箇所をリスト化し、将来の申請に向けて漏れなく必要な内容修正を反映できる運用を行っている。

項目	活動内容
① 審査(ヒアリングでのQA回答、現地調査等)における気付事項	・ヒアリングやQA回答において適正化が必要となった項目の抽出、管理(補正箇所管理表※)
② 工事計画認可申請を踏まえた追加設備、SA追加評価箇所をリスト化	・工事計画認可申請内容を基にしたSA設備のリストアップ(SA設備リスト) ・SA追加評価項目のリストアップ(SA追加評価リスト)

※:ヒアリングコメント反映や自主的に補正すべきと判断した事項について具体的な補正内容及び「他機種評価書」「耐震安全性評価評価書」への反映要否を記録しておき、抜け落ちなく補正するために運用するシートであり、他プラントへの反映や、人員異動による補正忘れ防止の役割もある。